

2025 年 10 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西晃
(コード番号 6957 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営企画本部長 星ノ谷 行秀
(TEL 048-615-4000)

会 社 名 YAGEO Corporation
代表者名 Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

株式会社芝浦電子の普通株式（証券コード：6957）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

YAGEO Corporation は、本日、「株式会社芝浦電子の普通株式（証券コード：6957）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、YAGEO Corporation（公開買付者完全親会社）が、株式会社芝浦電子（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 10 月 21 日付「株式会社芝浦電子の普通株式（証券コード：6957）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025 年 10 月 21 日

各位

会社名 YAGEO Corporation
代表者名 Founder and Chairman
Pierre T.M. Chen

株式会社芝浦電子の普通株式（証券コード：6957）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）は、2025 年 5 月 8 日、YAGEO が 2025 年 2 月 6 日に設立した中間持株会社 YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）を通じて、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している株式会社芝浦電子（以下「対象者」といいます。）を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 5 月 9 日より本公開買付けを実施しておりましたが、2025 年 10 月 20 日をもって本公開買付けが終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名称 YAGEO Electronics Japan 合同会社
所在地 東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号

（2）対象者の名称

株式会社芝浦電子

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15,244,733 株	7,623,200 株	－株

（注 1）本公開買付けに応募された株式（以下「応募株式」といいます。）の総数が買付予定数の下限（7,623,200 株）に満たない場合は、応募株式の全部の買付け等を行いません。応募株式の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株式の全部の買付け等を行います。

（注 2）買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 15,244,733 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が 2025 年 2 月 10 日に提出した「2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）

に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（15,559,730 株）から、同日現在において対象者が所有する自己株式数（313,997 株）（対象者決算短信に記載された同日現在の役員報酬 BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP 信託」といいます。）が所有する対象者株式を含めた自己株式数 483,047 株から、対象者が 2024 年 12 月 13 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された 2024 年 11 月 30 日現在において BIP 信託が所有する対象者株式 169,050 株を控除した株式数です。）を控除した株式数（15,245,733 株）から公開買付者が所有する対象者株式の数（1,000 株）を控除した株式数（15,244,733 株）としております。

（注 3）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 4）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 5 月 9 日（金曜日）から 2025 年 10 月 20 日（月曜日）まで（112 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 7,130 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株式の数の合計が買付予定数の下限（7,623,200 株）に満たない場合は、応募株式の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株式の数の合計（13,313,084 株）が買付予定数の下限（7,623,200 株）以上となりましたので、公開買付開始公告（その後の公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株式の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 10 月 21 日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	13,313,084 株	13,313,084 株
新 株 予 約 権 証 券	— 株	— 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	— 株	— 株
株 券 等 信 託 受 益 証 券	— 株	— 株

()		
株 券 等 預 託 証 券 ()	— 株	— 株
合 計	13,313,084 株	13,313,084 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	10 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.01%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	133,140 個	(買付け等後における株券等所有割合 87.34%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	150,410 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の 2025 年 6 月 17 日提出の第 67 期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（15,559,730 株）から、同日現在において対象者が所有する自己株式数（315,177 株）を控除した株式数（15,244,553 株）に係る議決権の数（152,445 個）を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号
三菱UFJ e スマート証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号

② 決済の開始日

2025 年 10 月 27 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付けをした応募株主の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告（その後の公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

YAGEO Electronics Japan 合同会社
（東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以上